

## 道路運送車両法

### 1. 案内情報

- ① 手続名 : 自動車登録番号標交付代行者の法人の解散等の届出
- ② 手続根拠 : 自動車登録番号標交付代行者規則第12条第1項
- ③ 手続対象者 : 自動車登録番号標交付代行者
- ④ 提出時期 : 自動車登録番号標交付代行者規則第12条各号に掲げる場合に該当することとなったときから30日以内（自動車登録番号標交付代行者の氏名又は名称及び住所、交付に係る自動車登録番号標を製作する者の氏名又は名称及び住所に変更があった場合は15日以内）
- ⑤ 提出方法 : 自動車登録番号標交付代行者規則第12条第1項各号に該当することとなった旨を、事業場の所在地を管轄する運輸支局（以下「運輸支局」という。）を經由して運輸局に届け出ることとなっています。  
なお、詳細については、運輸支局にご確認願います。
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : 運輸支局にご確認願います。
- ⑧ 申請書様式 : 運輸支局にご確認願います。
- ⑨ 記載要領・記載例 : 運輸支局にご確認願います。

### 2. 窓口案内

- ① 提出先 : 運輸支局  
<http://www.mlit.go.jp/jidosha/kensatoroku/html/car22.htm>
- ② 受付時間 : 運輸支局にご確認願います。
- ③ 相談窓口 : 運輸支局

### 3. 手続情報

- ① 審査基準 : 運輸支局にご確認願います。
- ② 標準処理機関 : 運輸支局にご確認願います。
- ③ 不服申立方法 : （行政不服審査法の規定による）